

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（ ）      DB規約（ ）      DC（ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他（○）

### 【タイトル】第17回社会保障審議会年金部会の開催について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年7月30日、第17回社会保障審議会年金部会を開催しました。  
今回の部会では、以下議事について議論が実施されました。

- （1）次期年金制度改正の方向性について
- （2）障害年金制度について
- （3）遺族年金制度等について
- （4）その他

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240730.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240730.html)

- 1、令和6（2024）年財政検証結果を踏まえた今後の年金制度改正の議論について  
（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

### 【見直しの基本的な考え方】

- ①働き方に中立的な制度を目指すとともに、ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映しつつ、
- ②高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図る。

### 【対応の方向性】

- ・働き方に中立的な制度の構築  
論点：被用者保険の適用拡大、いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度、在職老齢年金制度等
- ・ライフスタイル等の多様化への対応  
論点：高齢期より前の遺族年金、加給年金等

- ・平均寿命の延伸や基礎年金の調整期間の長期化を踏まえた、高齢期の経済基盤の安定、所得保障・再分配機能の強化  
論点：マクロ経済スライドの調整期間の一致、標準報酬月額の上限等
- ・業務運営改善関係・その他所要の事項への対応

## 2、障害年金制度の見直しについて（厚生労働省HP掲載 資料2を基に記載）

### ○現時点で議論が求められる課題

- ・初診日要件
- ・事後重症の場合の支給開始時期
- ・直近1年要件
- ・障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い
- ・障害年金と就労収入の調整

### ○障害年金制度に関する検討の方向性について（一部抜粋）

- ・障害年金の見直しに当たっては、今回議論した5つの「現時点で議論が求められる課題」の他に、中長期的な課題も提起が行われており、障害年金の検討については、ヒアリングで指摘があった制度上、実務上の課題の整理に加えて、社会経済状況や医療技術の進歩等を踏まえながら、引き続き様々な課題について検討することとしてはどうか。
- ・検討課題のうち、令和8年3月31日が期限となっている直近1年要件については、この特例によって障害年金の受給につながるケースが存在していること、複数回の延長を経て長い期間運用されている要件であり、本制度を前提として考えている被保険者も少なからず想定されること、今後の取扱いを検討するに当たっては丁寧に実態を把握する必要があること等を踏まえ、引き続き10年間延長してはどうか。また、その他の検討課題についても、次期改正までに整理が付くものについては対応してはどうか。

## 3、遺族年金制度等の見直しについて（厚生労働省HP掲載 資料4を基に記載）

- ・20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し
- ・20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金における男女差解消と有期給付化拡大
- ・有期給付の拡大に伴う配慮措置
- ・男女差の解消に伴う中高齢寡婦加算及び寡婦年金の段階的廃止
- ・子に対する遺族基礎年金の支給停止規定の見直し

※他に、事務局から、資料5「令和6年度の年金広報・年金教育の取組について」の説明が

ありました。

#### 4、委員からの意見

##### 《次期年金制度改正の方向性について》

- ・基本的な方向性については了解したが、マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃についても検討していただきたい。

##### 《障害年金制度の見直しについて》

- ・多くのケースで障がいの保険事故は突発的に起こるため、直近1年要件の継続によってモラルハザードは起きにくいと思われる。この特例措置で受給に至っているケースもあるとのことなので、継続することが妥当と思われる。その他の障害年金の論点については、社会保険の本質や公平性の問題をはらむものも多いので、もう少し時間をかけて議論をする必要があるという提案には賛成。

##### 《遺族年金制度等の見直しについて》

- ・提示をいただいた遺族年金の改革の方向性については賛成。現在の制度を基に生活設計をされている方向けの経過措置を設けること等を含め、国民に対し丁寧な説明が必要。
- ・提示いただいた遺族年金制度の見直しは、全体として一つのパッケージとなっているため、どこかだけを切り出して論じるというのは適切ではない。このパッケージであれば、今回の見直しの方向性には賛成。
- ・遺族年金の男女差解消にあわせて、労働政策として男女の賃金格差の縮小についても取り組む必要がある。
- ・有期給付の拡大に伴う配慮措置としての死亡時分割（仮称）について、法的根拠をどのようにとらえるのが課題となる。

部会長より、以下の趣旨の発言がありました。

- ・全体としては、事務局からの提案について、基本的な方向性については概ねご了承いただいたことによろしいかと思う。それらを踏まえ更に事務局にて検討をいただきたい。

最後に事務局より、次回の議題、日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則としておりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記しています。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

\*\*\*\*\*

日本-年基-202408-170-0199-D